

協会通知

平成 29 年度

鳥ト協の低公害車導入促進助成制度のご案内

(一社) 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

- (1) **1次受付期間** 平成29年7月3日～平成29年7月31日
 予算オーバーの時は、予定両数に比率（総申請数分の各社申請数）を掛けて助成数を決定します。
 （1台未満切捨て、但し最低数は1台）但し、1事業者1台で予算オーバーする場合は、平成28年9月のアンケート提出者を優先し、その後、先着順とする。
 - (2) **2次受付期間** 平成29年8月1日～平成29年12月28日
 1次受付で予算の余裕がある場合のみ受付けます。（先着順受付）
 予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。
 - (3) **全ト協助成金の登録後申請は**、4～5月登録の車両は7月20日まで、6月登録の車両は登録日より20日以内に限る。
- *申請は、必ず導入が決定されている場合のみ提出して下さい。**

2. 導入形態

- (1) 買取り・リース契約・割賦販売契約

3. 助成条件

- (1) ポスト新長期規制適合車については、国又は地方自治体からの補助金が交付された場合、助成対象外となります。

4. 対象車両・助成額

- (1) 対象車両は平成29年4月1日から平成30年3月16日までに登録及び車両代金支払（リース・割賦販売導入も含む）が完了する車両。

(2) 助成額

①天然ガス自動車（新車）

(単位：円)

最大積載量	国交省補助額 (割賦販売は対象外)	全ト協	鳥ト協	合計	
2tクラス	新車導入のみ (価格差の1/3)	266,000	134,000	0	400,000
	経年車の廃止を伴う新車導入 (価格差の1/3)	266,000	134,000	0	400,000
4tクラス	新車導入のみ (価格差の1/3)	1,000,000	500,000	0	1,500,000
	経年車の廃止を伴う新車導入 (価格差の1/3)	1,000,000	500,000	0	1,500,000
25tクラス	-	0	1,000,000	0	1,000,000

②ハイブリッド車（新車）

(単位：円)

最大積載量	国交省補助額 (割賦販売は対象外)	全ト協	鳥ト協	合計	
2tクラス	新車導入のみ (価格差の1/3)	256,000	97,000	110,000	463,000
	経年車の廃止を伴う新車導入 (価格差の1/3)	256,000	97,000	110,000	463,000
4tクラス	新車導入のみ (価格差の1/3)	893,000	335,000	110,000	1,338,000
	経年車の廃止を伴う新車導入 (価格差の1/3)	893,000	335,000	110,000	1,338,000

③天然ガス自動車（使用過程車改造）

(単位：円)

最大積載量	国交省補助額 (割賦販売は対象外)	全ト協	鳥ト協	合計	
2tクラス	改造費の1/3	266,000	100,000	0	366,000
4tクラス	改造費の1/3	1,000,000	100,000	0	1,100,000

(上記①②③の注)

- ※1. 国交省の補助金の詳細は、国交省のホームページをご覧ください。
- ※2. 全ト協の補助金は、国の助成金を併用することを条件とする。
ただし、やむを得ず国の補助要件を満たせない車両については、国の補助金の併用を条件としない。
- ※3. 全ト協の助成金は、全ト協の低公害車導入促進助成金交付要綱も適用する。
- ※4. 申請書類は複写式の為、鳥ト協へ申しつけ下さい。

④ポスト新長期規制適合車

(単位：円)

最大積載量	国交省補助額	全ト協助成額	鳥ト協助成額	合計
小型車(4トン以下)	なし	なし	100,000	100,000
中型車(4～8トン)	なし	なし	215,000	215,000
大型車(8トン以上)	なし	なし	300,000	300,000

- (注) ※1. リース会社の指定はありませんが、事前に鳥ト協へリース会社名をご連絡下さい。
※2. 申請書類は、会報または鳥ト協 HP からお取りください。

5. 鳥ト協の助成上限台数(1事業者)

- ①ハイブリッド……………1台
- ②ポスト新長期(小型) ……1台
- ③ポスト新長期(中型) ……1台
- ④ポスト新長期(大型) ……3台

6. 申請時提出書類・・・上記1の申請受付期間

- ①低公害車導入促進助成金交付申請書
- ②車両代金見積書(鳥ト協・国交省所定用紙)

7. 交付決定

助成金交付決定通知書をFAXで送付する。
未決定の場合は、交付決定額ゼロ円の交付決定通知書をFAXする。

8. 実績報告期限および提出書類

(1) 実績報告期限

導入・支払完了後、2か月以内

事業完了(車両登録・支払完了)から平成30年3月16日(金)まで

(2) 提出書類

- ①低公害車導入報告書
- ②導入自動車検査証(写)
- ③車両代金領収証(写)・・・リース・割賦販売導入の場合も必要です。
(ディーラーからリース会社等に発行されたもの)
- ④リース契約書(写)・・・リース契約導入時
- ⑤割賦販売契約書(写)・・・割賦販売導入時
- ⑥誓約書(ポスト新長期車トラック)
- ⑦低公害車導入助成金支払報告書(リース会社用)・・・リース契約導入時

9. 申請をされる方は、鳥取県低公害車導入促進助成金交付要綱(次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載)を必ずお読み下さい。

必要書類等は、鳥取県トラック協会のホームページで[会員向け情報](#)⇒[助成制度](#)⇒[低公害車導入促進助成](#)よりダウンロードして下さい。

注意 自動車登録番号が鳥取ナンバーの営業用貨物自動車でなければいけません。
購入の場合は自動車検査証の所有者欄が申請者でなければいけません。

お問合せ先(一社)鳥取県トラック協会 担当 田村 TEL 0857-22-2694